

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 5 日（火）第2878号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（※）（建築課取扱い） 1

規 則

鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第 2 号

鹿児島県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県営住宅条例施行規則（平成 4 年鹿児島県規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 8 条を加える。

（省エネルギー対策）

第 1 条の 2 条例第 3 条の 9 第 2 項の規則で定める措置は、住宅が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第 5 の 5 の 5 - 1 (3) の等級 4 の基準を満たす措置とする。

（重量床衝撃音及び透過損失対策）

第 1 条の 3 条例第 3 条の 9 第 3 項の規則で定める措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 1 (3)イの等級 2 の基準又は評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 1 (3)ロ①c の基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 1 (3)ロ①d の基準）を満たす措置及び評価方法基準第 5 の 8 の 8 - 4 (3)の等級 2 の基準を満たす措置とする。

（劣化対策）

第 1 条の 4 条例第 3 条の 9 第 4 項の規則で定める措置は、住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第 5 の 3 の 3 - 1 (3)の等級 3 の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第 5 の 3 の 3 - 1 (3)の等級 2 の基準）を満たす措置とする。

（維持管理対策）

第 1 条の 5 条例第 3 条の 9 第 5 項の規則で定める措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第 5 の 4 の 4 - 1 (3)及び 4 - 2 (3)の等級 2 の基準を満たす措置とする。

（ホルムアルデヒド対策）

第 1 条の 6 条例第 3 条の 10 第 3 項の規則で定める措置は、県営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第 5 の 6 の 6 - 1 (2)イ②の特定建材を使用する場合にあっては、評価方法基準第 5 の 6 の 6 - 1 (3)ロの等級 3 の基準を満たす措置とする。

（高齢者等配慮対策）

第 1 条の 7 条例第 3 条の 11 の規則で定める措置は、住戸内の各部が評価方法基準第 5 の 9 の 9 - 1 (3)の等級 3 の基準を満たす措置とする。

第 1 条の 8 条例第 3 条の 12 の規則で定める措置は、県営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第 5 の 9 の 9 - 2 (3)の等級 3 の基準を満たす措置とする。

（入居者資格等）

第1条の9 条例第6条第1項第1号アの規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じそれぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する程度であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

第9条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別記第9号様式中

現入居者氏名		印	を
現入居者氏名			に

改める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び別記第9号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 県営住宅の入居者がこの規則の施行の日前に57歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は同日前に57歳以上の者である場合における改正後の鹿児島県営住宅条例施行規則第1条の9第2号の規定の適用については、同号中「入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満」とあるのは、「入居者が平成25年4月1日前に57歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は平成25年4月1日前に57歳以上」とする。